

## 褥瘡予防対策のための指針

介護老人保健施設

高齢者ケアセンターのぞみ

### 1. 褥瘡発生予防に関する基本的考え方

高齢者の多くは、いくつもの疾病をもち、これらの疾病の重度化に伴い、栄養状態の低下や長期間就床に繋がり、容易に褥瘡が発症しやすい状況にある。褥瘡が発生すると、入居者・利用者の苦痛が大きいきばかりでなく、感染症等により生命の危険にも及ぶことがある。また介護者に対しては、その介護の質を問われることにもなる。したがって、質の高いケアを提供するためには、施設入居時・利用時における「褥瘡の発生と関連のあるリスク」について入居者・利用者ごとに評価をし、入居者・利用者の身体的要因、環境などの物理的要因等を常に良好な状態に保つよう継続的な褥瘡管理を実施していくことが最も重要と考えられる。

### 2. 褥瘡発生予防に向けての基本指針

#### (1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡予防委員会を設置し入居者・利用者個々の状況把握や具体的な対応等について委員会で検討する。

#### (2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本として、それぞれの果たすべき役割について責任をもって対応する。

#### (3) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、教育に努める。外部研修にも参加し、知識・技術の習得に努める。

### 3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

#### (1) 褥瘡予防委員会の設置

① 施設内に褥瘡予防のための対策を討議・検討し、その効率的な推進をはかるため、褥瘡防止委員会（以下委員会）を設置する。

② 委員会は次に定める委員で構成する。

施設長・支援相談員・看護介護課・事務課・介護支援専門員・  
管理栄養士・リハビリテーション課・デイサービス職員

③ 委員会の責任者は看護介護課職員とする。

#### (2) 委員会の役割

委員会は、2ヶ月に1回定期的開催し、下記の事項等について検討および実施する。

ただし、必要に応じて臨時の委員会を開催できるものとする。

- 褥瘡予防マニュアル等の作成
- 褥瘡予防に関する職員教育
- 入居者・利用者の健康状態の把握
- 褥瘡の発生が予見される利用者、および褥瘡発生者の把握と対応
- 褥瘡マネジメント加算算定に係る各書類の作成
- 褥瘡予防の実施、管理および指導、評価

委員会の討議・検討内容記録は、3年間保存とする。

#### 4. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

(施設長)

- ・ 褥瘡発生予防の総括管理
- ・ 定期的な診察、処置方法の指示

(看護師長)

- ・ 褥瘡発生予防の総括管理補佐

(看護職員)

- ・ 医師または協力病院との連携を図る
- ・ 褥瘡処置と経過記録の整備
- ・ 褥瘡ケア計画、褥瘡発生予防計画の作成
- ・ 職員への指導

(リハビリテーション課)

- ・ 個々に応じた体位変換、安楽な座位姿勢の確保の工夫
- ・ 職員への指導

(管理栄養士)

- ・ 褥瘡の状態把握と栄養管理
- ・ 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と対応
- ・ 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
- ・ 医師、看護職員等との連携を図る
- ・ 褥瘡ケア計画、褥瘡発生予防計画の作成

(介護職員)

- ・ ケア計画に基づく食事、排泄、入浴、清潔保持
- ・ 個々に応じた体位変換、安楽な座位姿勢の確保の工夫
- ・ 苦痛を取り除く精神的緩和ケアとコミュニケーション
- ・ 褥瘡発生予防の取り組み
- ・ 褥瘡ケア計画、褥瘡発生予防計画の作成

(介護支援専門員)

- ・褥瘡の状態把握
- ・褥瘡ケア計画、褥瘡発生予防計画の作成
- ・ケア計画に基づく処置、ケア実施状況の把握
- ・褥瘡発生予防の取り組み状況把握  
(支援相談員)
- ・褥瘡の状態把握
- ・ケア計画に基づく処置、ケア実施状況の把握
- ・褥瘡発生予防の取り組み状況把握
- ・家族との連絡調整

## 5. 職員に対する教育・研修

### 職員教育

- ①定期的な職員研修を実施
- ②新任職員に対する入職時研修の実施
- ③外部研修への参加

## 6. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針はホームページにて公表する。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和 7年4月1日 一部改正

令和 8年4月1日 一部改正

令和 8年7月1日 一部改正